

2-7. おわりに

浄化槽は公共用水域の保全を担う生活排水処理施設でありながら、その多くが個人の所有物という一面ももつ。これにより、地域防災計画にその記載がない場合が多く、災害時における行政組織の関与が制度的に、または人員確保の点で困難であった。こうした浄化槽への災害時の対応を組織的かつ機能的に実施するためには、地方公共団体のみならず、地域住民ならびに当該地域の指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、工事業者、業界団体等の関係者の協力が必須となる。

これらの各関係者が受け持つ業務分担については、これまで主に「2-2.災害応急対策」、ならびに「2-3.災害復旧・復興」において述べたとおりである。ただし、ここで示した内容は、当該地域の指定検査機関を情報管理の中心とし、浄化槽業界団体を実働部隊への指示系統の中心とした場合を想定した一例である。

こうした災害時の浄化槽への対応の中心的役割を担う組織は、地域の実情に応じて異なることが予想される。すなわち、実際にどのような作業フローとなるかは、地方公共団体と情報管理・実務の中心となる組織との間で締結された協定に基づいて変化する。

したがって、その地域での具体的な作業フローがどのようなものであるかを、当該地域における協定の内容を受け、別途作成することが望ましい。さらに、その図を用いて住民(浄化槽管理者、設置者、使用者)、都道府県担当者、市町村担当者、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、工事業者、ならびに浄化槽業界団体事務局等、各関係者に対して予め周知徹底を図ることにより、被災した浄化槽の速やかな実態把握と機能回復の推進が期待される。